

令和 4 年 6 月 20 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K02153

研究課題名（和文）障害乳幼児支援事業整備における「組合立」導入政策の解明と今後の政策への応用

研究課題名（英文）Elucidation of the special district authority policy in daycare business for Young Children with Disabilities and application of daycare business for welfare policy of local governments

研究代表者

田中 謙（TANAKA, Ken）

日本大学・文理学部・准教授

研究者番号：50713533

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は支援機関の創設が困難とされてきた地方の小規模自治体における、ことばの教室等支援機関設置に係る広域連携および「組合立」導入の成立要因とその特質を歴史的に明らかにすることを目的とし、政策導入の経緯と成立要因の解明、事業体の組織構造分析、事業体の経営実態の分析に取り組んだ。その結果、小規模自治体では首長の政治判断や、従来の広域行政の延長線で広域連携および「組合立」導入政策が実現していたこと、ネットワーク組織形態を採用したこと、共同設置形態による各自治体の財政負担の軽減が図られていたこと等の特質が明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

小規模自治体では財政的な制約、専門職や支援対象児の確保困難等の要因から、自治体単独で社会的資源の開発となる支援機関を創設することは「困難」とであるとされ、事業整備が立ち遅れてきた。それが今日における自治体間格差を生み出す要因の一つとされている。しかしながら、小規模自治体の中には行政手法として広域行政（連携）および「組合立」政策を実現することで、支援機関創設を実現していた事例があることを実証し、その手法を例示することができた。この研究知見は、従来の教育史、社会福祉史研究では十分言及がなされていなかった研究領域の検討可能性を示すとともに、地方政治史、地方行政史研究にも有益な知見を示すこととなった。

研究成果の概要（英文）：This study is part of a historical study aiming to clarify the dynamism of resource for children with disorders, from the postwar days to the present. This study investigated the foundation and characteristics of the support organizations in the small-scale basic municipalities. It focused on the regional administration and municipality association in that. Clarification of the details of the policy introduction and requirements for establishment. Analysis of the organizational structure of the business unit. Analysis of the management actual state the business unit. Following thing became clear from the result of analysis. In the small-scale basic municipalities, the policy was realized by the chief 's politics judgement and context of regional administration. It adopted the network organization form. Reducing of the fiscal burden of the small-scale basic municipalities were attempted respectively by the cooperation installation.

研究分野：社会福祉学

キーワード：広域行政（連携） 組合立 ことばの教室 通園事業 小規模自治体 地域連携 ガバナンス 政策

1. 研究開始当初の背景

戦後日本における障害乳幼児の支援に関しては、幼稚園、保育所等での障害児保育事業と、通園事業、幼児ことばの教室等の事業と2つの事業の系譜が確認できる。しかしながら、小規模自治体では財政的な制約、専門職や支援対象児の確保困難等の要因から、自治体単独で社会的資源の開発となる支援機関を創設することは「困難」とであるとされ、事業整備が立ち遅れてきた。それが今日における自治体間格差を生み出す要因の一つとされている。

その中で申請者らは、通園事業等の創設の歴史に焦点を当てながら、小規模基礎自治体(以下、小規模自治体)において他機関と連携して不足する機能を補填しながら通園事業が創設され、支援を担ってきたことの経緯や(田中,2016)北海道町村部の幼児ことばの教室では小学校に幼児指導員を配置して、幼児ことばの教室を設置する手法等の存在を明らかにしてきた(田中,2015)。

本研究はこれまでの研究成果の下、小規模自治体における社会的資源の開発に係る課題を、複数の自治体と連携して解決してきた政策・事業化例に着眼し、その例証によって下記研究目的を達する研究デザインを描いた。

2. 研究の目的

本研究は支援機関の創設が困難とされてきた地方の小規模自治体における、ことばの教室等支援機関設置に係る広域行政(連携)および「組合立」導入の成立要因とその特質を歴史的に明らかにすることを目的とし、政策導入の経緯と成立要因の解明、事業体の組織構造分析、事業体の経営実態の分析に取り組む。

3. 研究の方法

本研究は北海道、岐阜県、京都府の広域行政(連携)および「組合立」の事業(事例)を取り扱うこととした。具体的には北海道紋別市を中心とする「西紋地区ことばの教室」、斜里郡斜里町を中心とする「斜里町立斜里小学校ことばの教室」(幼児ことばの教室併設)、上川郡清水町を中心とする「西十勝ことばの教室」、岐阜県の岐阜市を中心とする「ポッポの家」、本巣郡真正町を中心とする「本巣郡幼児療育センター」、山県郡高富町を中心とする「ピッコロ療育センター」、京都府長岡京市を中心とする「乙訓ポニーの学校」の合計7事業に焦点を当て、歴史的展開過程を検討した。

北海道、岐阜県、京都府はそれぞれ地理的特徴から、政令市、中核市等の大都市を有しながら、いずれも構成基礎自治体の2/3は小規模自治体(都市規模の分類における「小都市」「町村」)であり、社会的資源の開発は困難であったことが推測される。その中で上記7事業はいずれも1960~80年代に創設され、事業形態の変更等がありながらも、今日においても障害乳幼児支援を担う事業として存続しており、先駆性と継続性を有する事例として分析対象に適すると考えた。

具体的な分析方法としては、フィールドワークを通じた文献調査法と聞き取り調査(オーラルヒストリー)法を採用した。分析に用いた資料は各小規模自治体刊行資料や市町村議会議事録、各事業刊行資料とし、聞き取り調査は各小規模自治体関係者および各事業関係者とした。

4. 研究成果

本研究では、下記の研究成果を得ることができた。

(1) 北海道「斜里町立斜里小学校ことばの教室」(幼児ことばの教室併設)

北海道「斜里町立斜里小学校ことばの教室」に関しては、広域行政による共同設置を行なった斜里郡三町はいずれも人口約7千~1万6千人規模、三町合計でも約3万1千人(1975年国勢調査)であり、小規模自治体である。この人口だけでなく行政上も市政に比して政策立案に予算等での制約を受けやすい町政において、藤谷豊斜里町長ら三町が考案した斜里郡広域行政圏での共同設置形態は、小規模自治体における社会資源開発政策として独自性が高いと考えられた。また実際に「斜里町三町ことばの教室運営費及び町村別負担金」をみると、初年度予算計上より運営費が使われており、ことばの教室設置・運営のため共同設置形態による各自自治体の財政負担の軽減が図られていたことがみてとれた。また実際には斜里郡三町のみならず、ことばの教室の設置がなかった小清水町に隣接する旧東藻琴村(同約3千人)、斜里町に隣接する羅臼町(同約8千人)からも指導を受け入れて一部運営費負担を得ており、斜里郡広域圏よりも広い地域の基礎自治体間における広域行政が行われていたことも確認できる。

このような政策立案が可能となった背景としては、一つに三町では分村を経ながらも地理、政治・行政、文化的な背景が重なる「地域」が形成されており、政策上の連携が図られる政治的・社会的コンテクストが存在していたことがあげられる。その上でこの「地域」が「広域行政圏」として設定されたのである。実際に一部事務組合による広域行政政策をとる等の政策・行政上の連携が当時諸政策で図られており、「斜里地方高等職業訓練校」の利用に見られるように、共同設置形態採用に係る政策への親和性が高かったことがあげられよう。政治学における政策決定に関しては「政策が形成される際の政治的なコンテクスト」の存在が指摘されており(Pempel, 2004, 25)、コンテクストの中で政策が決定されることが知られている。「斜里郡三町ことばの

教室」に係る政策は、まさにこの Pempel (2004) が指摘する「政治的なコンテクスト」に位置づいたことが成立要件の一つであったと考える。さらに斜里町アクターを主導した町長藤谷豊の政治的背景や政治姿勢もあげることができる。また「町民の意思の反映」が政治姿勢に反映されていた点も、保護者のニーズを政策立案に生かしやすかったものと推測できる。

その上で 1970 年代の「斜里郡三町ことばの教室」設置から「斜里郡言語障害児センター」へ改組・発展した点を考慮すると、「斜里郡三町ことばの教室」がネットワーク組織形態を採用したことが、実現の装置として機能したと考えられる。「組織間での共通目的および組織目標の共有」「水平的かつ柔軟なルースな結合」は「三町管理運営委員会」の組織化と設置・運営経費負担に示されており、斜里町を中心としつつも共同体としての小規模自治体である三町の「補完性」が表れていることが見て取れる。また設置に向けて保護者・親の会や担当教員が、北見市立小泉小学校言語治療学級や町議会議員等の「社会ネットワーク(ソーシャル・キャピタル)」を資源として活用していた点も確認できた。上述のように保護者等のニーズに応じて組織を発展させる「自己組織性」を有していたことも示された。

このような斜里町の小清水町、清里町との広域行政のコンテクストと藤谷町政下の斜里町行政、保護者・親の会、担当教員等のアクター間の連携、さらにネットワーク組織形態の採用が同時期の道内他市町村に類を見ないローカル・イニシアティブを実現し、ことばの教室の共同設置による社会資源開発という「新しい価値の創造」を実現させたのである。

(2) 北海道「西紋地区ことばの教室」および「西十勝ことばの教室」

北海道「西紋地区ことばの教室」に関しては、紋別市および紋別郡滝上町、興部町、西興部村、雄武町の 1 市 3 町 1 村が「共同設置」の形態で教室を開設していたことが明らかとなった。その背景要因として同じ旧網走支庁内の斜里町・小清水町・清里町の 3 町で「共同設置」していた「斜里町立斜里小学校ことばの教室」を参照していたことが明らかになった。「西紋地区ことばの教室」は 1975 (昭和 50) 年に網走教育局および 1 市 3 町 1 村の教育行政の連携により創設がなされ、特に滝上町の関係アクターが積極的に開設に向けてイシュー・ネットワークを構築していったことが確認された。つまり、西紋地区は紋別市を構成上の中心としつつも、滝上町関係者がキーアクターとなっていたのである。また 1 市 3 町 1 村は「西紋別地区総合開発期成会」で地域共通の政策課題を北海道行政に働きかけており、ことばの教室関連課題も「西紋別地区総合開発期成会」を通じて北海道行政に陳情していた。このことから、斜里三町同様に政策上の連携が図られる政治的・社会的コンテクストが存在して「地域」が形成されており、この「地域」が「広域行政圏」として設定されたのである。

また背景にある政治的要因として、紋別市教育委員会教育長であった金田武が市長就任後に「西紋地区ことばの教室」発展に関与していることも明らかになり、地方政治のガバナンスの存在も確認された。さらに旧網走支庁内では最初に「北見市立小泉小学校言語治療学級」が設置されていたが、この小泉小学校からも創設に際し支援を受けていたことが明らかとなり、旧支庁管内の地域連携が創設・発展の一つの資源となっていたことも確認された。

「西十勝ことばの教室」は北海道上川郡清水町を中心に、上川郡新得町、河東郡鹿追町、河西郡芽室町の 4 町で創設された。この「西十勝ことばの教室」は 1978 (昭和 53) 年に十勝教育局および 4 町の教育行政の連携により創設がなされ、各町の教育長らで構成される「管理運営委員会」による共同運営がなされていた。同教室開設は清水町長矢地広三の政治手腕によるところが大きく、清水町教育長(初代管理運営委員会委員長)田中奈良太郎の指揮下で実質的な政策立案を行っていたことが確認された。また上川郡新得町、河西郡芽室町の両町は、「西十勝ことばの教室」に係る広域行政に参加する中で町内でのことばの教室開設を企図し、それぞれ「新得町ことばの教室」「芽室町ことばの教室」を創設させていたことも確認された。

「西十勝ことばの教室」を構成する 4 町の場合、生活圏としては 4 町ともに「帯広広域生活圏」に属するものの、この帯広広域生活圏に地理上位置する町村は多く、西十勝地域も例えば 1969 (昭和 44) 年 4 月結成の西十勝消防事務組合は清水町と新得町、芽室町で構成されており、政策上の連携が図られる政治的・社会的コンテクストは必ずしも統一적ではなかったと推測された。そのため「西十勝ことばの教室」の場合、矢地清水町長の働きかけに呼応した 3 町とともに、「西十勝ことばの教室」を創設するための「地域」を形成し、「広域行政圏」として設定したと推測された。

(3) 「北見市立小泉小学校言語治療学級」

また、上記(1)(2)に関連して、「斜里町立斜里小学校ことばの教室」「西紋地区ことばの教室」がいずれも「北見市立小泉小学校言語治療学級」の支援を受け創設されていることから、「政策導入の経緯と成立要因の解明」をより実証的に行うために、「北見市立小泉小学校言語治療学級」に関する分析を行った。「北見市立小泉小学校言語治療学級」は 1968 (昭和 43) 年 3 月の北見市議会第一回定例会において、宇佐美福生市政の施策方針の中で「北見市総合計画」の策定が表明され、この「北見市総合計画」の中で「教育振興計画」の基主要施策の一つとして

「特殊学級の設置」が掲げられ、具体的には「精神薄弱児、言語障害児の学校教育のために、特殊学級を設置する」が明記された。つまり北見市では「北見市総合計画」の下、都市政策の一環として北見市立小泉小学校言語治療学級整備も政策文脈に位置付けられた。この政策立案の背景にある北見市の社会状況に関しては、保護者や市内の特殊教育に携わる教員等からの働きかけがあり、北見市では1968(昭和43)年に北海道教育委員会および網走教育局から開設に向け、学級認可に係る見通しが得られたため、言語障害特殊学級の政策化を決定したことが判明した。

その一方で、北見市の属した北海道旧網走支庁(以下、網走支庁)は道東に位置し、面積は約10,690 km²、1960～1970年代には網走市をはじめとする3市20町3村の26市町村で構成されていた。この旧網走支庁はその面積と構成基礎自治体の多さから、大別して網走・美幌・北見・遠軽・紋別の5つの「都市雇用圏」を有しており、一番経済活動規模の大きい圏域が旧北見市を中心とする北見都市圏であった。実際に北見市は網走支庁管内の経済中心都市であり、1970(昭和45)年国勢調査支庁管内3市をみると北見市82,727人であり、網走市44,195人、紋別市35,110人、一番人口の多い町的美幌町25,916人と比して人口規模が大きく、自治体財政も北見市1971(昭和46)年財政力指数0.43(1971～1973年度3ヶ年平均0.44)、網走市1971(昭和46)年財政力指数0.33(同0.33)、紋別市1971(昭和46)年財政力指数0.29(同0.27)、美幌町1971(昭和46)年財政力指数0.33(同0.31)と周辺都市より抜きんでていた。またこの北見市は当時1960(昭和35)年66,932人、1965(昭和40)年74,841人、1970(昭和45)年82,727人、1975(昭和50)年91,519人、1980(昭和55)年102,915人と急速な人口増加が生じ、小都市から中都市規模へと都市発展していた。さらに北見市は当時5都市圏で唯一人口増減率がプラス23.6(1970年)となっていた時期に相当し、都市圏内でも種々の都市課題の解決に関して主導的役割を担うことが周辺市町村から期待されていた。そのため、支庁管内では北見市は行政的役割を担う網走市とは異なり、旧国鉄特定地方交通線池北線(池田駅-北見駅間)、石北本線(新旭川駅-網走駅間)を中心とする交通網の整備等による経済的拠点都市として機能しており、管内の「中心都市」であった(福浦,1992,48)。

こうした網走支庁管内における北見市の政治・経済的位置づけと周辺基礎自治体から期待される政策立案の先導的役割が「北見市立小泉小学校言語治療学級」創設の政策化に結び付き、この「北見市立小泉小学校言語治療学級」創設により網走支庁管内では言語障害特殊学級設置に係る実践的な知識資源が創造・蓄積され、「斜里町立斜里小学校ことばの教室」「西紋地区ことばの教室」創設に係る政策化の動きの中で資源活用されていたことが明らかとなった。

(4)「乙訓ポニーの学校」

「乙訓ポニーの学校」に関しては、1974(昭和49)年8月31日京都府地方課行政係により起案された「乙訓ポニーの学校事務組合の設置について(内協議)」(庁内番号2273番)により、次の理由から一部事務組合が創設されたことが判明した。すなわち、1968(昭和43)年10月より「京都府立向日が丘療育園」(京都府立向日が丘療育園条例(昭和43年京都府条例第17号))において、就学前の心身障害児に対する療育活動が実践されたが、昭和45年度から心身障害児のうちちえおくれ幼児を入園の対象から「除外」することとなった。このため、「関係団体からの強い要望」もあり、1971(昭和46)年4月から向日市、長岡京市、大山崎町が主体となり「乙訓ポニーの学校」を創設した。

「乙訓ポニーの学校」創設当初は、「京都府立向日が丘療育園」を借り受けて創設・運営がなされていたが、「通園希望者の増加」により「独立の施設を設ける必要に迫られた」。また、厚生省が1972(昭和47)年10月1日より「心身障害児通園事業について」(昭和47年10月1日児発第545号厚生省児童家庭局長通知)の中で「心身障害児通園事業実施要綱」を示し、小規模の通園事業に対する「国庫補助事業制度」を開始した。このような経緯から、2市1町は広域行政で事業化していた「乙訓ポニーの学校」を「一部事務組合を設置して行う」とし、一部事務組合立として事業の正当性を確保するとともに、「心身障害児通園事業」認可を受けることで経営の安定化を図るため、組合立政策の導入を図っていたことを明らかにした。

(5)「ポッポの家」,「本巢郡幼児療育センター」,「ピッコロ療育センター」

岐阜市「ポッポの家」は1977(昭和52)年4月1日に5市13町2村からなる一部事務組合で創設された肢体不自由児通園施設(当時)である。「ポッポの家」は国立療養所長良荘(1969(昭和44)年4月から国立療養所長良病院)において1965(昭和40)年8月31日に創設された脳性麻痺のある肢体不自由児を対象とする「外来通院訓練室整肢センターポッポの家」を前身とする。この「外来通院訓練室整肢センターポッポの家」が1974(昭和49)年9月国立療養所長良病院の機構改革に伴い廃止決定されたことを受け、1975(昭和50)年2月「岐阜地域広域市町村圏協議会」において一部事務組合での施設設置計画が上程され、翌1976(昭和51)年7月21日岐阜市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、羽島郡川島町、岐南町、笠松町、柳津町、本巢郡北方町、本巢町、穂積町、巢南町、真正町、糸貫町、山県郡高富町、美山町、加茂郡八百

津町、本巣郡根尾村、山県郡伊自良村からなる岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合が岐阜県から設置認可され、「ポッポの家」として整備された経緯を有する。

「本巣郡幼児療育センター」は1981（昭和56）年10月1日に本巣郡7町村からなる本巣郡福祉医療施設事務組合で創設された心身障害児通園事業（当時）である。「本巣郡幼児療育センター」は1975（昭和50）年7月13日北方町、北方町社会福祉協議会、北方町障害児を守る会主催の「本巣郡ことばの相談会」を一つの契機として1976（昭和51）年7月1日に創設された「本巣郡心身障害児治療教室」を前身とする。「本巣郡心身障害児治療教室」は1978（昭和53）年4月に本巣郡福祉医療施設事務組合立に移管されたことで、組合立の障害児通園事業として展開された。1981（昭和56）年10月1日に心身障害児通園事業に認可されたことを一つの契機に「本巣郡幼児療育センター」へと改名された。

「ピッコロ療育センター」は1991（平成3）年4月1日に山県郡2町1村からなる山県郡障害児療育施設事務組合で創設された心身障害児通園事業（当時）である。「ピッコロ療育センター」は1980（昭和55）年5月11日発足の山県郡ことばを育てる親の会が、4月5日に高富町総合福祉センターを会場に始めた「山県郡ことばの教室」を前身とする。この「山県郡ことばの教室」が1981（昭和56）年4月「高富町立高富町言語治療センター」と公立化され、1990（平成2）年10月1日町単独事業から心身障害児通園事業に認可されたことを一つの契機に一部事務組合立化が図られた。

岐阜県の3つの一部事務組合立の障害児通園施設・事業の創設の経緯と一部事務組合立化をめぐる政策過程の分析の結果、岐阜市「ポッポの家」は5市13町2村と参画自治体が多く、「岐阜地域広域市町村圏協議会」の中で効率的に行政事務を行うため一部事務組合立化を図った。

「本巣郡幼児療育センター」も本巣郡7町村と参画自治体数が多く、一部事務組合立化は行政効率化を図ることがひとつの目的であったと推測される。このことから、岐阜県内3施設・事業における一部組合立化に係る政策導入は、「ポッポの家」、「本巣郡幼児療育センター」の場合は広域行政に参画する基礎自治体数が多く、行政効率の向上がひとつの理由となっていたと考えられる。一方で「ピッコロ療育センター」は国の心身障害児通園事業認可を受け、多様な障害種を支援対象とする事業との整合性を図るため改名し、同時に参画する2町1村で共同となる一部事務組合立化を図ったものと推測された。

（6）まとめ

本研究は支援機関の創設が困難とされてきた地方の小規模自治体における、ことばの教室等支援機関設置に係る広域行政（連携）および「組合立」導入の成立要因とその特質を歴史的に明らかにすることを目的とし、政策導入の経緯と成立要因の解明、事業体の組織構造分析、事業体の経営実態の分析に取り組んだ。その結果、広域行政（連携）および「組合立」導入の成立要因に関しては、地理、政治・行政、文化的な背景が重なる「地域」が形成されており、政策上の連携が図られる政治的・社会的コンテクストが存在していたことを例証した。この点は「西紋地区ことばの教室」の「西紋別地区総合開発期成会」や岐阜市「ポッポの家」の「岐阜地域広域市町村圏協議会」にも共通してみられ、広域行政（連携）および「組合立」に係る政策が導入される際の一要因となっている可能性を示した。また広域行政（連携）および「組合立」導入に関しては、小規模自治体では首長の政治判断の影響が大きい可能性を指摘した。

事業体の組織構造および事業体の経営実態に関しては、基本的に施設・事業所が創設された基礎自治体を中心に組織編制がなされ、経営が進められた。その中で、広域行政の場合は斜里町「三町管理運営委員会」の組織化と設置・運営経費負担のように、具体的に事業を実施する共同組織を編成する動きが確認でき、一部自治組合は組合を中心に事業を展開していた。また参画基礎自治体で共同運営が図られるよう、ネットワーク組織形態を採用した事例が複数存在することを確認した。さらに、施設・事業所が創設された基礎自治体に運営経費負担の傾斜がかかっていた事例が多い中で、共同設置する基礎自治体からも負担金等が得られることで、単独設置に比して共同設置形態による各自治体の財政負担の軽減が図られていたこと等の特質が明らかとなった。

小規模自治体では財政的な制約、専門職や支援対象児の確保困難等の要因から、自治体単独で社会的資源の開発となる支援機関を創設することは「困難」であるとされ、事業整備が立ち遅れてきた。それが今日における自治体間格差を生み出す要因の一つとされている。しかしながら、小規模自治体の中には行政手法として広域行政（連携）および「組合立」政策を実現することで、支援機関創設を実現していた事例があることを実証し、その手法を例示することができた。この研究知見は、従来の教育史、社会福祉史研究では十分言及がなされていなかった研究領域の検討可能性を示すとともに、地方政治史、地方行政史研究にも有益な知見を示すこととなった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 5件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 田中謙	4. 巻 9
2. 論文標題 言語障害児支援の歴史における北海道言語障害研究会の役割と組織機能 地域社会学的分析	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人間教育と福祉	6. 最初と最後の頁 69-80
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 田中謙	4. 巻 16
2. 論文標題 ことばの教室における「通級制度」確立過程に関する事例検討 組織社会学における新制度派組織論の視座に基づく分析	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本学習社会学会年報	6. 最初と最後の頁 43-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 田中謙	4. 巻 25(1)
2. 論文標題 地方部小規模自治体の障害乳幼児支援に係る社会資源開発過程における政策の特質	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人間関係学研究	6. 最初と最後の頁 63-73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 田中謙	4. 巻 7
2. 論文標題 北海道「ことばの教室」における幼小中連携支援体制整備の展開過程に係る教育、福祉行政の連携	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本教育事務学会年報	6. 最初と最後の頁 48-60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中謙	4. 巻 11
2. 論文標題 戦後日本における障害乳幼児支援政策に係る保守 / 革新の継続性的特質 北海道北見市に関する事例研究	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 人間教育と福祉	6. 最初と最後の頁 37-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 田中謙
2. 発表標題 1970年代における真駒内養護学校言語治療教室の社会的機能
3. 学会等名 日本学習社会学会第16回大会発表要旨集
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 田中謙
2. 発表標題 通級による指導の歴史的経過と今後の展開について
3. 学会等名 日本教育福祉学会第10回研究大会シンポジウム (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 田中謙
2. 発表標題 小規模自治体における障害児支援に係る社会資源開発政策の特質に関する事例研究
3. 学会等名 日本学習社会学会第16回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 田中謙
2. 発表標題 北海道「ことばの教室」における幼小中支援体制整備の展開過程に関する研究 北海道深川市「深川市言語治療教室」の事例分析
3. 学会等名 幼児教育史学会第15回大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 尾崎康子・阿部美穂子・水内豊和編著（田中謙「第3章日本におけるインクルーシブ保育導入の背景」 pp.39-53）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 200
3. 書名 よくわかるインクルーシブ保育	

1. 著者名 小林徹・栗山宣夫編（田中謙「第8章第1節障害児保育・教育の歴史の変遷」 pp.210-219）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 みらい	5. 総ページ数 254
3. 書名 ライフステージを見通した障害児保育と特別支援教育	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	瀧澤 聡 (TAKIZAWA Satoshi) (50438058)	北翔大学・生涯スポーツ学部・教授 (30117)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------